

# 井戸水の検査をしましょう

不衛生な井戸水を飲用すると、健康を損なうことがあります。  
次の4点に注意し、井戸水の安全確保に努めてください。

## 1 施設は清潔に

- 井戸の周辺は清潔にして、汚水などが入らないようにしましょう。  
特に、動物のふん尿などには注意しましょう。



## 2 水質検査で安全確認を

- 新しく井戸を掘った場合の注意点  
使用前に水質検査を行い、水質に問題がないことを確認しましょう。
- 普段使う際の注意点
  - ・「色，にごり，におい，味」に異常がないか，毎日確認しましょう。
  - ・ 1年に1回，水質検査を実施しましょう。（県内の検査機関：裏面）

次の11項目（①～⑪）が検査項目です。

- ①一般細菌，②大腸菌，③亜硝酸態窒素，④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素  
⑤塩化物イオン，⑥有機物，⑦pH値，⑧味，⑨臭気，⑩色度，⑪濁度

①及び②…川の水や土の中などに広く分布しています。検出された場合，食中毒の原因となる病原微生物が含まれる可能性があります。

③及び④…肥料や人畜のふん尿から地下水に混入することがあります。乳幼児や高齢者に貧酸素症を引き起こす可能性があります。

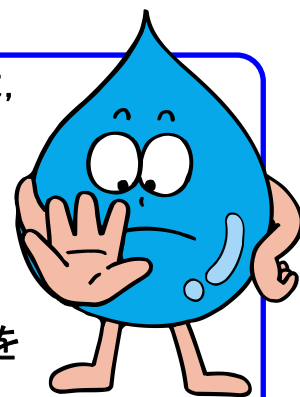
⑤から⑪…値が基準値を超えたり，平常時から大きく変動した場合は，何らかの水質異常が考えられます。

広島県内では，井戸水からヒ素，フッ素等が水質基準値を超えて検出される場合があります。過去に検査を受けておられなければ，一度これらの項目について検査をお受けになることをお勧めします。



### 3 井戸水が汚染されたときは

- 水質検査の結果、井戸水の汚染が明らかになったときは、直ちに使用を止めて、その水を飲まないよう、利用者に知らせてください。
- 市役所・町役場または保健所へ連絡してください。
- 汚染の原因を調査し、原因を取り除いた後は、水質検査を実施して安全を確認してから使用してください。



### 4 衛生管理、水質検査の問い合わせ先

- 飲用井戸水の衛生管理等は、市役所または保健所に相談してください。
- 水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた次の検査機関でできます。

(H30.11.28現在、広島県内に主たる事務所のある機関)

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
(一財) 広島県環境保健協会 " 東部支所	730-8631 720-0092	広島市中区広瀬北町 9-1 福山市山手町 5 丁目 32-26	082-293-1511 084-952-0007
受付機関：尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町 26-12	0848-23-8130
受付機関：因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町 4482-1	0845-22-3259
受付機関：三原食品衛生協会	723-0015	三原市円一町 2-4-1	0848-64-2910
株式会社 エヌ・イー サポート	733-0812	広島市西区己斐本町三丁目 13-16	082-272-9000
中外テクノス 株式会社	733-0013	広島市西区横川新町 9-12	082-295-2263
株式会社 日本総合科学	721-0957	福山市箕島町南丘 399-46	084-981-0181
富士企業 株式会社	731-5136	広島市佐伯区楽々園四丁目 6-19	082-923-0188
株式会社 アサヒテクノリサーチ	739-0622	大竹市晴海二丁目 10-22	0827-59-1800
株式会社 中国環境分析センター	725-0025	竹原市塩町一丁目 3-1	0846-22-2629
東和环境科学 株式会社	730-0841	広島市中区舟入町 6-5	082-297-6111
株式会社 三井開発	739-0151	東広島市八本松町原 4792	082-429-3231

※ 検査費用等は、各検査機関にお問い合わせください。



**尾道市環境政策課**  
**電話 (0848) 38-9434**

